

令和元年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和元年12月19日(木) 午前10時開議

開会の場所

錦江町田代支所議会議場

日程第1 陳情書第8号 家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書を国に提出することを求める陳情について
(審査結果について、総務厚生常任委員長報告)

日程第2 議案第72号 令和元年度錦江町一般会計補正予算(第5号)について
(町長提出)

日程第3 議案第73号 令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
(同上)

日程第4 議案第74号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(同上)

日程第5 議案第75号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(同上)

日程第6 議案第76号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(同上)

(日程第5議案第75号及び日程第6議案第76号を一括上程)

日程第7 議案第77号 錦江町創業支援施設の設置及び管理に関する条例について
(町 長 提 出)

日程第8 議案第78号 錦江町職住近接型お試しサテライト等オフィスの設置及び管理に関する条例について
(同 上)

日程第9 議案第79号 錦江町ポケットパークの設置及び管理に関する条例について
(同 上)

日程第10 議案第80号 錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第11 議案第81号 錦江町木質バイオマス熱電併給施設条例について
(同 上)

日程第12 議員の派遣について

日程第13 委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程「第3号の追加1」

日程第1 発委第2号 家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について

提出者 錦江町議会総務厚生常任委員会
委員長 池田 行徳

令和元年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和元年12月19日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	木場 一昭		
副町長	三反田 みどり		
教育長	畑中 清和		
総務課長	安田 憲次	住民生活課長	舞原 利博
政策企画課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
未来づくり課長	高崎 満広	産業建設課長	田中 弘朗
保健福祉課長	池之上 和隆	農業委員会事務局長	窪 和人
会計課長	城下 香代子	教育課長	大寺 和久
建設課長	久保 清隆	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	今熊 武朗	財政管財係長	山王 洋介
住民税務課長	鶴園 建郎		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

令和元年 第4回 錦江町議会定例会会議録

令和元年12月19日(木) 午前10時00分
錦江町議会議場

(開 会・開 議)

水口議長 これから、本日の会議を開きます。

(日 程 報 告)

本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

日程第1 陳情書第8号

水口議長 日程第1 陳情書第8号「家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書を国に提出することを求める陳情について」を議題とします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

池田総務厚生常任委員長。

池田総務厚生常
任委員長 はい、6番。

水口議長 はい、6番。

[池田総務厚生常任委員長、登壇]

池田総務厚生常
任委員長 おはようございます。総務厚生常任委員会陳情審査報告書です。

当委員会に付託された、陳情書第8号「家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書を国に提出することを求める陳情」の審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査の経過と結果

当委員会におきまして、12月13日全員出席の下、委員会を開催し、審査を行いました。

陳情書は、12月5日の本会議で付託されたもので、要旨は税法、民法、労働法や社会保障上でも家族従事者の人権保障の基礎をつくるため、また、女性の活躍を促進するためにも、所得税法第56条が廃止されるよう、国への意見書の提出を求めるものです。

平成28年3月、国連女性差別撤廃委員会が政府に対し、「家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しの検討を進めることを求める」勧告が出され、平成29年11月には、日本弁護士連合会が「家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう56条及び57条を見直すべき」と政府に意見書を挙げており、政府自身も56条の見直しを「検討する」と答弁しているところです。

委員の意見としましては、「以前もこの内容の陳情が出されたことを記憶しているが、前回と異なり、今回は、政府も成長戦略の一環として女性の活躍を挙げており、国連女性差別撤廃委員会も政府に対し、所得税の見直しを勧告しているなど、女性活躍の時代へと変わってきている。」「女性の活躍と56条の廃止は国としても困難な問題であると思うが、家内労働であっても、実際に働いているのに給与を経費として認めるべきではないか。」などの意見が出されました。

以上のようなことから、当陳情は「採択すべきもの」と意見の一致をみたところであります。

なお、この陳情に対する討論はありませんでした。

議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定しました。終わります。

[池田総務厚生常任委員長、降壇]

水口議長

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、陳情書第8号「家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見

書を国に提出することを求める陳情について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、「採択」でございます。

この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、陳情書第8号「家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書を国に提出することを求める陳情について」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2 議案第72号

水口議長

日程第2 議案第72号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第72号 令和元年度錦江町一般会計補正予算（第5号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町一般会計補正予算（第5号）については、補正総額1,062万2千円の増額で、累計で72億6,777万2千円となりました。

今回の補正は、歳出につきましては、道路整備工事（町道神川線）の契約変更に伴う500万円の増額、街路灯整備工事150万円が主なものであり、その他、人事院勧告に基づく人件費の調整を行ったものです。

歳入につきましては、街路灯整備工事に充当する地域を照らす再生可能エネルギー補助金150万円、土木債470万円で、不足する財源を財政調整基金から繰り入れております。

議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入15款「県支出金」から21款「町債」

までと、歳出1款「議会費」から10款「教育費」まで、及び第2表「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2番浪瀬議員

はい、2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

ページ数で12ページの3番目の学校建物管理費。ここで田代小学校のエレベーターの設置の地質調査委託が50万出ているのですが、前は70万出ていると記憶をしておりますけれども、どういう状況なのか教えてください。

水口議長

はい、町長。

木場町長

教育課長に答弁させます。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

ただ今のご質問にお答えします。9月の補正で70万組んでいただきまして、ただ今の議員からもありますようにエレベーターを設置するための地質調査を行ったわけでありまして。現在、株式会社第一地研開発さんをお願い致しております、現在66万円で、請負額が66万円ですけれども、第一地研開発さんの方をお願いしまして地質調査を行っている状況でございます。

当初計画でおきますと、現在の建物、校舎が約40年前に建設されているわけですけれども、このときの基礎のメーター、高さというのが8mで支持層を得ているということで建設をされておりました。それに基づきまして、当初の地堀調査という部分が、10mですね。10mを設計として地堀調査を行ったわけでございます。

しかし、現在このエレベーターを設置するためのN値といわれる部分が10以上ないと、この支持層に到達しないわけですけれども、このN値が連続して5m値が出ないといけません。現在10m掘っているわけですけれども、10mでやっと支持層の10に達した。ということはそれ以上にもう一回掘って行って5mの支持層を得ないとこのエレベーターの建設が出来ないということになりますので、さらに地堀を15mほど掘って連続した5mの支持層を得るための調査を行いたいということでさらにその15mの地堀調査のための設計額というのが116万3千円ですね。設計の方で上がりましたので、その差額の45万8千円それ以上に消費税いろいろ考え

まして50万円の補正を今回お願いしたところでございます。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

ちょっとまとめて聞きたいのですけれども、まずエレベーターを設置するとなると、これは国か県からか補助金があるのか。それで、考えれば義務教育ということで今言われるインクルーシブ教育ですか。県は体の不自由な人も一緒のところでは教育を受けるべきだという考え方であれば、やはりこういうのは国とか県からの補助というのはなくて、やはり一般財源からの持ち出しというふうにならないといけないのか。

水口議長

はい、議長。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

国からの補助は3分の1、調査から建設、また入学となった場合の医療的ケアが必要になると思いますけれども、そういう人件費、看護師さんを付けないといけないという部分の中のそういった費用についても国の方の補助がございまして。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

普通は11月頃に判定委員会があるのだけれども、半年くらい前に判定委員会をするような話があったのですが、これは地質調査をされて判定委員会があった後にエレベーターの設置をされるという考え方で良いわけですね。

そうした場合に、間に合うのかと。4月、3月いっぱい設計をされて間に合うのかという問題。はい、いいです。それをお願いします。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

地質の調査の工期が1月8日までで完了する予定になります。当初が1月5日から12月9日まででしたけれども、途中に日にちだけの変更というのを行ってございまして、1月8日までの工期延長をしております。

理由としましては、当初設置する予定の所の地盤、校舎の耐震の関係で予定していたところに設置出来ないということがございまして、設置箇所を変えました。その関係で地質調査の部分が延期したということがございまして、金額に関係なく場所的な変更だけでしたので、その分で日にちを変更

した部分でございます。それで、その延長の分が1月8日まで変更をかけております。ですので、地質調査自体は1月8日で完了する予定であります。それと、設計の方と打ち合わせた段階でさらに15mということをお願いしておりますけれども、合わせて25mになりますが、25m以上の調査は行わない。仮にN値が取れなかった場合は杭を打って強度をとる工法になっているわけです、設計が。しかし、それが取れなかった場合は変更した形の基礎を、設計を変えるということになりますので、地質調査自体は1月8日で終える予定にしております。

あと、本体の設計書につきましては、11月5日から2月9日までの設計であります。設計委託は、すでに国の方からは今年度の補正予算のお知らせが来ております。今年度補正予算を受けませんかという。ということで、こちらの方としましては、今年度予算の方に手を上げたいというふうに考えております。国の方で申請をした中で認められるようであれば、今年度の補正予算で、3月の補正で組んで、実際の工事につきましては、来年度早々に出来る状態を作りたいかなというふうに計画で進めているところでございます。

議員が申されるように、就学の支援委員会、判定といいますか、その部分につきましては、例年11月に行われておりますけれども、県教委と相談しましたら、特別にその方の部分だけは前もって審査会できるのですよ、ということも聞いておりますので、教育委員会としましては、6月か7月の早い段階に特別にこの子だけを審査会を開催しようというふうに考えております。ですので、その段階でこの子が田代小学校の方に入学するのか、または他の道を選ぶのかという部分の選択の決定になるかと思えます。

その後に建設を実際するのか、しないのかという判断もその時点で分かるのでは。入学が決定になれば、大体工事が5か月位かかるというふうについておりますので、夏休みの日に基礎とかそういった部分の方に着工できるのかというふうにも考えます。8月位にそういったものの動きができるためにも計画的には考えている状態でございますけれども、あくまでも議員の申される就学の決定、それを待ってからの動きということになると思えます。

水口議長

他にありませんか。はい、7番川越君。

7番川越議員

私もエレベーターの関係の部分を少し関連で質問させていただきます。

今課長の方から、補正予算の方に手を上げようかと、そして明けて明許繰越なりの処置をしながら、本体を入れていこうかということですが、その金額というのはエレベーター本体の金額と設置に関する経費等も含まれると思うのですが、大体どのくらいの金額になるのでしょうか。試算

の方をしていらっしゃるれば示してください。

水口議長

教育課長。

大寺教育課長

今の段階では3千万位というふうに考えているわけですが、先ほど申しあげました基礎がどういった状況で取れるのかということでは基礎の部分でまた予算をオーバーする可能性もあると思います。エレベーターですので、このような状況で建つことになりますから、結局荷重が一番頭の方に巻き上げ機なりそういったものが設置するということで、重心が上の方に。ですので、その下の基礎というのはかなりの強度を持たないと安定した建物として導くことができないということでございますので、やはり地質調査それ次第でまた金額という部分の変動するというふうにも考えておりますので、その分も議員の皆様方もご承知いただければと思います。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

その件に関しましては、承知を致しました。

もう一件お伺いしますが、県の補助金では地域を照らす再生可能エネルギーの100%事業を150万掲載しております。これについて、増額が支出で出ているわけですが、この補助金の内容を示していただけますか。それと、どういう形で設置をしていかれるのか、それと年内の工期は大丈夫なのかということも含めて示してください。

水口議長

はい、町長。

木場町長

詳細は総務課長に説明させますけれども、基本的には議員おっしゃるとおり、100%の補助で歳入・歳出同額で支出するものでございます。宿利原地区の昨年、消防車庫やら運動場を一体的に整備しましたけれども、全体的な広場の照明が足りないというようなことなどがありまして、丁度この100%の補助事業が非常に良いのではないかとということで、申請して採択の予定になったところでございました。不足する部分は総務課長に説明させます。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

ただ今のご質問にお答えします。

地域を照らす再生可能エネルギー事業なのですけれども、この事業の内容としましては、再生可能エネルギーの導入による利便性や効果を県民に

身近に感じていただき、再生可能エネルギーに対する普及啓発を図るという目的で県が補助金を出すみたいでございます。対象事業としまして、風水力とか小水力、それから太陽光などがあるのですけれども、それに対してLEDを設置すると。それで対象になるということでございます。

対象施設なのですけれども、教育文化施設及びスポーツ関連施設でありますので、設置条件箇所としましては、宿利原の地域コミュニティセンター、あそこの駐車場に設置をしようかと考えております。補助率ですけれども、先ほど言いましたように100%で150万を限度とする、1基150万を限度とするということでもあります。工期的にも大体40日あれば出来るということですので、予算が通ったら入札しまして施工したいと考えております。以上です。

水口議長 よろしいですか。

7 番川越議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

6 番池田議員 関連、6番。

水口議長 6番池田君。

6 番池田議員 私も同じ質問だったのですが、最後にコミュニティセンターの街路灯として100%補助で設置されるのですが、その後故障などがあった場合、地域が負担するものなのか、町の方で負担するものなのか確認をしたいと思います。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 基本的には町が設置したものでありますので、本来なら町が管理すべきであろうと思います。そういうつもりでおりますけれども、地域の了解が得られれば地域で管理していただくのが非常にありがたいのですけれども、今までのいろんな公共施設の設置の状況から考えますと設置者が最終的には管理をすべきであろうというふうに考えております。

水口議長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。

これから、議案第72号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第5号）について」を採決します。お諮りします。議案第72号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第72号「令和元年度錦江町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第73号

水口議長 日程第3 議案第73号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長 議案第73号 令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ622万8千円を増額し、累計は1億1,798万5千円になりました。

今回の補正は、歳出では、基金積立金472万8千円、光熱水費120万円、燃料8万円、委託料7万円、水道消費税6万6千円、職員給与及び手当等8万4千円を増額となりました。

歳入は、前年度繰越金590万6千円、滞納繰越分使用料32万2千円を増額であります。議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから、質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入1款「事業収入」及び6款「繰越金」

	と、歳出1款「総務費」及び3款「基金積立金」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
6番池田議員	6番。
水口議長	はい、6番。
6番池田議員	歳出の光熱水費120万ですが、田代の宮前の水源地のポンプの不具合ということで、電気料が上がると説明を受けたのですが、このポンプの状態はどれ位なのか、修理とか取替が必要なのか、またそのような取替になるとしたら大体どれくらいなのかお聞かせください。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	建設課長に答弁させます。
水口議長	はい、建設課長。
久保建設課長	池田議員のご質問にお答えいたします。光熱水費の120万円の増でございますが、大きく分けて2つ理由がございます。まず1つは議員ご指摘の田代地区の田代の中央地区におきまして、まず漏水の可能性が十分あるだろうと。2番目が、宮前水源地のポンプの能力が低下をしていると。この2つが豊富な要因と考えられます。 ポンプが2個ございまして、交互運転をしております。1基の方は平成23年に交換をしております。問題のものはもう1基なのですが、合併前からずっと使っているという状態でございます。24時間ほぼポンプが回る時期もございまして、このために光熱水費が非常にかかっております。交換するとなりますと、1基当たり現在のところ300万から400万程度かなと考えているところでございます。以上です。
水口議長	6番池田君。
6番池田議員	今の状態というのは、まだ替える段階まではいかない、光熱水費を120万出して様子を見るという状態ですか。
水口議長	はい、建設課長。
久保建設課長	出来れば早く替えた方が良いというふうに担当課では考えております。

新年度予算の中で、一つ大きな事業に瀬戸山地区がございますので、そこを令和2年度では工事を入りまして、その後の状況を見てポンプを替えようかというふうに思っているところです。何年に替えたいというところは今の所は未定でございます。以上です。

水口議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。
はい、7番川越君。

7番川越議員

私は歳入について少しお伺いいたします。予算書は6ページですが、水道使用料の滞納分が32万2千円徴収でここに上げてございました。一生懸命徴収していただいたのだらうというふうに考えておりますが、現在滞納分というのがいくらか残っているはずですが、その金額について伺います。

それと、水道料については2ヶ月に1回の徴収になりましたが、現時点ではそれが滞納に繋がるというような懸念はないでしょうか。お伺いします。

水口議長

はい、町長。

木場町長

建設課長に答弁させます。

水口議長

はい、建設課長。

久保建設課長

申し訳ございません。滞納の未納については、ちょっと後でお知らせします。滞納分の収入見込みなのですが、約50万から60万を決算見込みとして考えているところでございます。あと、もう一つの質問でございますが、検針を2ヶ月に1回ということで、新年度が始まって4月・5月かなり苦情の覚悟はしておりましたけれども、私の想像よりもそんなに大きな混乱はございませんでした。ただ、それが過ぎて、先々日でしたか、「水道料がとてもし上がったが。」とお客さんも来られて、事情を説明したら「そういうことですか。」ということで、納得いただいて納めていただいたというケースがあります。2ヶ月に1回の徴収で滞納に影響をしたというのは今のところはあまり考えられないと思います。滞納者の方々というのは、水道に限らず全庁的な、議員よくご存知だと思うのですが、ずっと納めていただけない方が残っている状況でございます。以上です。

水口議長

よろしいですか。

7番川越議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

まず、原案に対しまして反対者の発言を許します。
討論なし。分かりました。

討論なしと認めます。これから、議案第73号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「令和元年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第74号

水口議長

日程第4 議案第74号「錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第74号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年人事院勧告に基づき、給料表の平均0.1%、勤勉手当支給率0.05月分の引上げ及び住居手当の改定による諸規定の整理をするため、本条例案を提案するものであります。

議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第74号「錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第74号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第74号「錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号

日程第6 議案第76号

水口議長

日程第5 議案第75号「錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第6 議案第76号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の2議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第75号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き上げる特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決、成立したため、同法を準用する町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合も同様に改定したいため、本条例案を提案するものであります。

木場町長

議案第76号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き上げる特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決、成立したため、同法を準用する町議会議員の期末手当の支給割合も同様に改定したため、本条例案を提案するものであります。

合わせて、議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。

これから、議案第75号「錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第75号「錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第75号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第76号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第76号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号

水口議長

日程第7 議案第77号「錦江町創業支援施設の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第77号 錦江町創業支援施設の設置及び管理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

大根占中央商店街にある空き家を活用し、創業者の育成及び関係人口創出のための創業支援施設を整備するため、本条例案を提案するものであります。議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

7番川越議員

7番。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

第2条に施設がA、Bと記載してありますが、どちらが店舗でどちらが住所だったかなと思っておりますがその辺と、それから現在の改修工事の進捗状況について日数等についても大丈夫なのか予算等については心配ない

のかなというようなことも考えておりますが、その辺もお答えください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

政策企画課長に答弁させます。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課
長

はい、川越議員のご質問にお答えします。

まず、この創業支援施設Aというのが昔の肥料屋さんの方の店舗でございまして、こちらが、最終的に改修が済むと面積的にも199平米になるところでございます。それから、創業支援施設Bというのが、2階建ての住宅としてご利用いただいていた部分で、こちらが135平米の建物でございます。

それから、Aの建物の方の改修工事の進捗状況ですけれども、1月14日を一応工期としておりますけれども、現段階では改修工事ということである部材等の選定が遅れておまして、物によっては発注も一か月かかるというものが出てきております。したがって、現場の方で進捗状況を確認させておりますけれども、若干工期を延ばさざるを得ないのかなという状況でございます。

それから、改修金額についてはもう請負契約の中で850万で工事契約いたしておりますので、元気おし事業も2分の1入れている関係もございまして、コアの部分はそれでやると。当然不足している部分がございますので、クラウドファンディングで200万ちょっとご厚意をいただいておりますので、その経費を除いた大体160万程度が改修費用に充てられるところがございますので、それをうまく活用しながらあとはもうセルフ、自分たちで改修工事をやっていくというようなところを今考えているところです。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

工期についてもちょっと心配ですが、予算的にはちょっと安心できるのかなというようなことで、説明を受けたところです。

もう一点伺いますが、第5条に指定管理というところも、「行わせることができる」というふうになっておりますが、この運営についてはやはり指定管理の方向を考えていらっしゃるのかどうか、まだ検討していらっしゃるのか分かりませんが、その辺も示してください。

水口議長	はい、木場町長。
木場町長	政策企画課長に答弁させます。
水口議長	政策企画課長。
新田政策企画課長	議員ご指摘の点でございますけれども、一応これにつきましては、行政財産の公共用財産という位置づけをしております、その用途については指定管理にもなりうるかもしれませんが、現段階では私どもが施策として創業支援であったり、関係人口創出という点からしますと、未来づくり専門員をその目的で現在招聘しておりますので、彼らにここの運営を行政財産の使用許可という形で実施したいというふうに考えているところであります。以上です。
水口議長	よろしいですか。
7番川越議員	はい。
水口議長	他に質疑ありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第77号「錦江町創業支援施設の設置及び管理に関する条例について」を採決します。お諮りします。議案第77号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第77号「錦江町創業支援施設の設置及び管理に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 8 号

水口議長

日程第 8 議案第 7 8 号「錦江町職住近接型お試しサテライト等オフィスの設置及び管理に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 7 8 号 錦江町職住近接型お試しサテライト等オフィスの設置及び管理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国道 2 6 9 号線沿いの神川キャンプ場周辺にある空き家を活用し、テレワークとともに社員の働き方の多様化を進める職住近接施設を整備するため、本条例案を提案するものであります。

議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第 7 8 号「錦江町職住近接型お試しサテライト等オフィスの設置及び管理に関する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第 7 8 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 7 8 号「錦江町職住近接型お試しサテライト等オフィスの設置及び管理に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号

水口議長

日程第9 議案第79号「錦江町ポケットパークの設置及び管理に関する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第79号 錦江町ポケットパークの設置及び管理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

大根占中央商店街にある空き家を活用し、地域住民の交流、憩いの場として整備するため、本条例案を提案するものであります。議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第79号「錦江町ポケットパークの設置及び管理に関する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第79号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「錦江町ポケットパークの設置及び管理に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 80 号

水口議長

日程第 10 議案第 80 号「錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 80 号 錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正され、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことから、本条例改正案を提案するものであります。

議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第 80 号「錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について」を採決します。

お諮りします。議案第 80 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号「錦江町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 1 号

水口議長

日程第 1 1 議案第 8 1 号「錦江町木質バイオマス熱電併給施設条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 8 1 号 錦江町木質バイオマス熱電併給施設条例について、提案理由の説明を申し上げます。

錦江町の防災拠点施設、避難所及び水源施設に、平常時はもとより非常時においても電力と熱を供給し、地域の防災・減災と低炭素化を同時実現するための木質チップを燃料とした錦江町木質バイオマス熱電供給施設を設置したいため、本条例案を提案するものであります。

議決くださるよう、よろしく願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

6 番、池田君。

6 番池田議員

この条例の中で見ていますが、非常時のとき、九州電力の電源が切れた場合のためのバイオマスの発電ということですが、最近はバッテリーの性能も大分良くなりまして、今後また飛躍的に伸びていく可能性もありますが、その一方で台風も大型が来て風速が秒速 7 0 とか 8 0 とかという可能性の事態になってまいりましたが、バイオマス発電をやっても、そういう大型台風によっていつその施設が倒壊とか不具合が生じる可能性もありますので、今後やはり、あるときに蓄電をするということが重要になってくると思いますので、今後やはりそういう蓄電施設の拡充とかそういう方面にも力を注いでもらいたいし、また条例にも入れてもらいたいと思っております。見解を伺います。

木場町長

はい。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

確かに今回の施設にも蓄電の性能はあるのですけれども、ただ容量的には何日分もというものがありませんので、今蓄電の単価も非常にまだ現在

は高いようです。もう少し技術が革新していくと、もっと容量が大きい蓄電池も安いものが出てくるのではないかと思います、当面は避難所施設を運営するために最低限必要な蓄電を確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

6 番池田議員

6 番。

水口議長

6 番池田君。

6 番池田議員

もう一つ確認で伺いたいのですが、もし今現在避難した時に停電になった場合にバイオマスでも停電になって使えない、バッテリーもちょっとあるので、今屋上にそういう何日か分の避難所に避難者が来られたときでも何日か分の蓄える水とかはあるものですか。お伺いします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

いくらかは確保してあります。詳細は総務課長に答弁させます。

水口議長

はい、総務課長。

安田総務課長

お答え致します。非常食、それから水の蓄えですけれども、支所の3階の方に大体3日分くらいの200人位の水があります。

6 番池田議員

はい、分かりました。

水口議長

8 番笹原君。

8 番笹原議員

町長、条例には直接関係はないのですが、前言い忘れたのかなと思うのですが、最近では極端に線降水帯とか異常気象関係で局所的に雨が降るということで、全国的に雨量が尋常ではないということが多いようですので。こっちで大正13年に災害があったと、その頃にここの田代地区というのは川底が浅くて大雨が降ったらすぐ出るという地形だと思うのです。この辺の集落、周辺も雨が降ったら地下を通過して田んぼに水が出るというようなこの辺は地区なのですよ。

雨が降った時には河川が氾濫して今この施設が水没する可能性はないのか、そこら辺をお聞きしたいと思ひまして、あったら大正13年の頃にこの辺がどのような流れでなったのか分かっていたら。

もしここが水没する可能性があるのだったら、その対策というのをでき

たらやっていた方が良いのではと思うのですが、どうですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

不足する分は産業建設課長に答弁させようと思いますが、以前氾濫を起こした時の状況も私もあまりよく知りませんので、被災をする可能性がゼロだということはないと思います。当面今回のこの施設については町の施設なので、災害等に関する保険等は当然掛けようとは思いますが、現段階で雨に対する施設そのものへの対策というのは今の所考えておりません。ただ、今国の方でも進めております「国土強靱化の市町村ごとの計画を極力作りなさい」ということで、長年河川の流木などを除去したりとかという予算もお願いしているのですが、なかなか県は予算が少ないということで、来年度の事業ではありますけれども、錦江町の国土強靱化計画を作って県辺りに河川の改修であったり、そういうのを要望していきたいというふうに思います。そのことでちょっとでも洪水の被害を提言させるような対策は講じていきたいと思いますが、現段階で大雨によるこの施設の被害対策というのについては、具体的に今の所考えていない状況であります。

水口議長

はい、8 番笹原君。

8 番笹原議員

私も前もって気が付けば良かったのですが、今河川の道路が両方あるのですが、この着工場所の前の道路をより 1 m 位上がっていた方がよかったのかなと考えることですが、もし何とか対策ができる可能性があるとしたら、防災施設ですので、そういう心配が出来ればゼロだったらいいなと考えております。対策がございましたらその方向で考えていただければ良いです。

水口議長

回答が要りますか。

8 番笹原議員

いいえ。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、議案第81号「錦江町木質バイオマス熱電併給施設条例について」を採決します。お諮りします。議案第81号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第81号「錦江町木質バイオマス熱電併給施設条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議員の派遣について

水口議長

日程第12「議員の派遣について」を議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。
したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の特定事件の調査について

水口議長

日程第13「委員会の閉会中の特定事件の調査について」を議題とします。常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。
したがって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

水口議長

日程第 1 4 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、追加日程文書配布のためしばらく休憩します。

[富尾事務局長、追加日程文書を配布]

休 憩 1 1 : 0 3

再 開 1 1 : 0 9

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。お諮りします。

ただいま、総務厚生常任委員長より、発委第 2 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、「発委第 2 号」を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 発委第 2 号

水口議長

追加日程第 1 発委第 2 号「家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第 5 6 条の廃止を求める」意見書について」を議題とします。

お諮りします。本件は、陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第 3 9 条第

2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、本件は、趣旨説明を省略することに決定しました。
これから、質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、発委第2号「家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について」を採決します。 お諮りします。発委第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号「家族従事者の人権保障と「女性の活躍」を促進するために「所得税法第56条の廃止を求める」意見書について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、町長の発言の申し出があります。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

令和元年、12月定例議会を終えるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本年は、4回の定例会に加えて、3回の臨時会を開催させていただきました。予算案、条例改正、人事案件など、議員の皆様のご協力をいただきまして、本年最後の定例会を終えることができましたことに感謝申し上げます。

とともに、この1年間行政全般にわたり、多大なご協力を賜りましたことに、心から御礼申し上げます。

今年も台風や豪雨による水害など、国内では多くの犠牲者、被害が発生しております。本町では、幸いにも、大きな災害には見舞われておりませんが、さつまいもの基腐れ病など農産物の価格低迷が続いております。

私も、町長に就任してちょうど、2年が経過したところであります。当面の課題であります、人口減少対策、町民所得向上のための産業振興策をさらに具体的に進め、環境に配慮した自然エネルギー地産地消の実現に向けて、職員と一丸となって邁進していきたいと考えます。

継続は力なり、と申しますが、単なる継続ではなく、更なる高みをめざし、時代に相応し、進取の精神をもって、錦江町発展のために、尽力したいと考えております。今後も、議員の皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、これから年末年始の慌ただしい時期となりますが、健康に十分に留意され、輝かしい新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げます。年末の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[水口議長、登壇]

水口議長

令和元年最終本会議におきまして、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。今年も、錦江町発展のために、町長・副町長・教育長、並びに課長の皆様・職員の皆様、大変なご努力本当にお疲れ様でございました。

我々議会におきましても地方分権の進展とともに、二元代表制の一翼を担う、地方議会の果たすべき責任と役割が、ますます重要になっております。

町民の皆様とともに活動する議会づくりを目指して、「安心・安全な町」、そして「活力に満ちたふるさと」のために、議員力を合わせて頑張っているところでもございます。

さて、5月に新しい天皇が即位されまして、令和の年号を継承されたわけでございます。いろいろメディアでは、言葉が、日本の今度の漢字で言えば「令」というのが発表されました。今年もいろいろスポーツ面でラグビー、テニス、いろいろとゴルフなどいろいろと話題に上がった一年であったのではないかというふうに思っております。来年、オリンピックを控え、鹿児島県でも国体を控えている状況ではございますが、県民の皆さんの活躍が楽しみでございます。

先ほど、町長とも重なりますけれども、東日本を襲いました豪雨、台風、非常に強烈、最近想像を絶するような災害になっている状況でございます。

そういった中で、私どもも議員の皆さまから厚いご厚意を頂いて社会福祉協議会を通じまして、義援金を送らせていただきました。本当に皆さんありがとうございました。

ところで、本町も6月に保健センター、そして生涯学習センター、防災センターを備えた総合交流センターの建設がありました。地域安全のために女性消防士も6名ほど誕生したと聞いております。それから、うちのふるさと納税の使い方、小児科オンライン化が認められまして「ふるさと納税自治体連合表彰」というような輝かしい受賞もありました。

こういった中で、災害はなかったわけですが、一つ基盤産業でございます、からいもの病害そしてまたいろんな茶の価格低迷といったようなことがありました。それについては町ではいち早い対応がされたと。苗床に対する消毒補助が出されました。今年9月、別県のほうで豚コレラが発生しまして、これに対しても町は独自に国県もですが、町が独自に5%の上乗せで予算化し、防疫体制の強化を図られたところでもございます。

これから、少子高齢化、人口の減少を食い止めるためには本当に大変な努力が必要だというふうに思いますが、我々今11人の議員でございます。サッカーで言えばイレブン、ONE TEAMで今後まだ任期の限り頑張っていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

最後に、錦江町のキャッチフレーズではございませんけれども、自然豊かで、住みやすい錦江町を目指して、町民の皆様と一丸となって、頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

皆様方、新年を家族で迎えられ下さいますようお願いして、令和の最初の12月議会を終えることによりまして、私の最後のあいさつとさせていただきます。

[水口議長、降壇]

水口議長

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
令和元年第4回錦江町議会定例会を閉会します。

閉 会 11:20